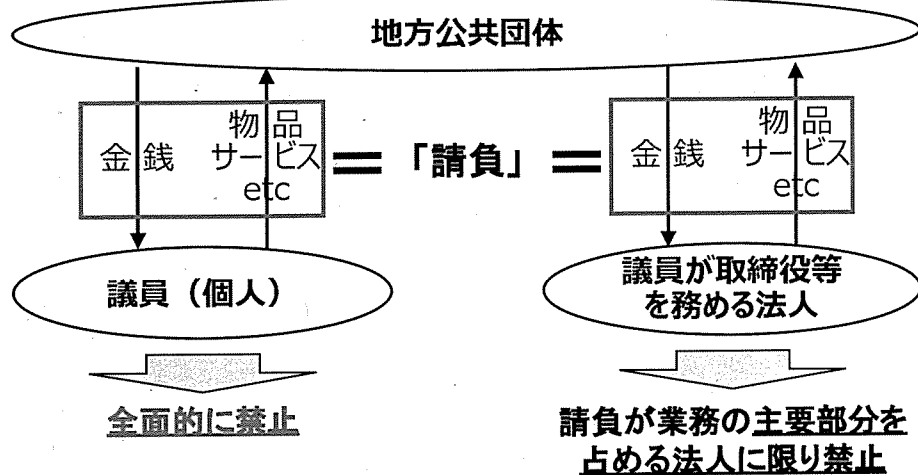


総務省

議員立法（地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号））の概要 抜粋

①請負禁止の範囲の明確化・緩和 （地方自治法第92条の2関係）

改正前



※議会により請負の禁止に抵触する旨の認定を受けた場合、議員は失職する。

課題

- ・「請負」の定義が条文上不明確であること
- ・個人による請負は金額の多寡にかかわらず禁止されていることが、議員のなり手不足の原因となっているとの指摘がある。

改正後

- ・「請負」の定義の明確化（※）。

（※）請負の定義規定

「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきもの」

- ・議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能。

施行日：公布の日から3月以内で政令で定める日（令和5年3月1日）